

様式第8号

指令第5号

一般廃棄物処理業許可証

住所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23

有限会社 健勝重建

氏名 代表取締役 相澤 政則

令和4年12月21日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木、流木）・スキ取物（ボサ類）・伐根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建
許可期間		令和5年1月14日から 令和7年1月13日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町北5線2番地12 有限会社 健勝重建 中間処理施設
	その他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和5年1月11日

清水町長 阿部 一 男

